

令和4年度

「グランドチャレンジ研究」  
公募要領

大阪大学  
ライフデザイン・イノベーション研究拠点

令和4年5月2日

大阪大学データリテリィフロンティア機構

ライフデザイン・イノベーション拠点本部

グランドチャレンジ事務局

(担当) 魚森

E-mail : [gc-office@ids.osaka-u.ac.jp](mailto:gc-office@ids.osaka-u.ac.jp)

<http://www.ids.osaka-u.ac.jp/ildi/recruitment/index.html>

## 目次

1. ライフデザイン・イノベーション研究拠点.....	4
(1)概要 .....	4
(2)グランドチャレンジ研究 .....	4
2. 公募の実施概要・応募要件.....	6
(1)対象分野.....	6
(2)応募要件(研究代表者/受け入れ機関・実証フィールド活動/データ収集).....	6
(3)委託研究の内容.....	7
(4)委託研究期間.....	8
(5)申請方法 .....	8
3. 審査方法.....	9
(1)審査の体制 .....	9
(2)審査の手順 .....	9
(3)審査の観点 .....	9
(4)その他.....	10
4. 実施概要・要件.....	10
(1)計画書等の提出 .....	10
(2)委託研究契約の締結及び委託研究費の交付等 .....	11
(3)進捗状況の報告 .....	11
(4)成果等の管理.....	11
(5)成果等の発表.....	11
(6)成果等の取扱い .....	12
(7)報告書について.....	12
5. スケジュール(予定).....	13
6. 問い合わせ先.....	13
7. 予算執行計画に関する注意事項.....	14
(参考資料).....	16
(付記).....	18
(1)記入内容.....	18
(2)不正使用及び不正受給への対応 .....	18
(3)他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 ..	18
(4)関係法令等に違反した場合の措置.....	18

(5) 社会との対話・協働の推進について .....	18
(6) 研究設備・機器の共用促進について .....	19
(7) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処) .....	19
(8) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備について .....	19
(9) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について .....	20
(10) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について .....	20
(11) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について .....	20
(12) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について .....	20
(13) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について .....	20
(別紙1) .....	22

## 1. ライフデザイン・イノベーション研究拠点

### (1) 概要

「健康×IoT」では、ゲノム情報を含めた、バイタル・メンタル・医療データ、ライフログの一部などのパーソナル・ヘルス・レコード(Personal Health Records(PHR))データを個人ごとの単位で一括管理を行い、そこで集積されたビッグデータを一次・二次・三次利用し「生涯健康サポート」として個別化予防・医療へ適用する試みが準備されつつあります。

現在、個人情報を含むデータ提供に関して、社会受容性の課題から、二次・三次産業利用に対するコンセンサスが必ずしも得られていません。また、PHR データは医療を基準にしたデータ管理の考えに基づいているため、日常生活の様々な場面で得られる人に関わるデータ、たとえば、顔や全身、仕草や行動などの映像、スポーツ時のセンシングデータ、他者との対話、SNS での発信などの非健康データは含まれていません。しかし医師が問診により日常生活を把握するように、日常の活動データは健康を考える上で重要であり、日常データと健康医療データが個人ごとに紐付くことで、新しい「健康×IoT」の可能性が広がります。

ライフデザイン・イノベーション研究拠点(以下「研究拠点」という。)では、人々の医療・健康情報である PHR に、日常生活、職場／学校での活動、食事、スポーツ活動など、日常生活の様々な活動データを加えた、パーソナル・ライフ・レコード(Personal Life Records (PLR))により、QOL の維持・向上を目指した「ライフスタイル」研究、心と体の健康増進を目指した「ウェルネス」研究、楽しみと学びを実現する「エデュテインメント」研究を推進することで、人と日常の健康・生活の関わりから、身体・心の健康、社会的健康(コミュニケーション)、環境の健康を基軸にして輝く人生(高い QOL)をデザインし、様々な技術革新と社会経済環境の変化を大学から発信することを目指します。

研究拠点では、個人の日常生活の様々な活動データを PLR という形で収集、その内容と既往症などの個々人の健康情報や医療情報とを総合的に活用して、日常から病気の予兆を早期に検知することを目指します。さらに、AI やロボットを活用して自然な形で人の「行動変容」を誘発する仕組みを構築したり、専門家が「インタラクティブに介入」したりする仕組みを構築することで、心と体の健康増進や QOL の向上、学びや楽しみの実現を図ろうとするものです。本拠点で収集するデータは、原則として全て本人同意の元での商業2次利用可能なパーソナルデータであり、これを高付加価値 PLR データベースとして活用することを前提とした研究を行います。

また「保健・予防医療」、「健康・スポーツ」、「未来の学校支援」、「共生知能システム」の4つの未来創生研究、ならびに、広く公募を実施する「グランドチャレンジ」からなる PLR 活用ソリューション活動に加え、それらの実現に必要不可欠な、PLR プラットフォーム(情報システム基盤、行動センシング基盤)研究、大阪大学キャンパスや大学周辺地域をプレ研究拠点として活用した実証フィールド整備、さらに、社会導入のための社会技術研究まで、一貫した研究活動を行っています。

### (2) グランドチャレンジ研究

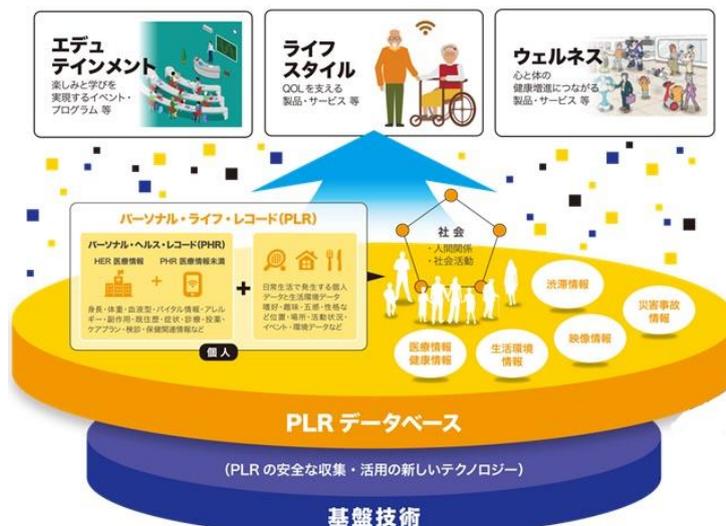
「グランドチャレンジ研究」では、研究拠点の目的に合致する先進的取り組みとして、研究拠点が掲げる PLR を活用した新たな PLR 活用ソリューション、PLR プラット

フォーム、実証フィールド整備、高付加価値 PLR データ収集に関する提案を広く公募します。また、グランドチャレンジにて開発された技術(ソフトウェアやセンサシステム等)は、研究拠点の基盤として、継続的に活用します。

グランドチャレンジを通じて収集したデータは、研究拠点が管理する PLR の一部として利用するため、研究終了後に委託成果物として提出いただきます。

また、収集データの2次利用を積極的に推進できることを重視します。例えば、研究拠点内の研究で得られるデータと連携させることでより優れたイノベーションの創出が可能になると考えられる研究課題や、機械学習を用いた分析が可能なレベル(最小限で N>300レベル)の多数の被験者からのデータを取得できる研究課題を優先的に推進いたします。

### <ライフデザイン・イノベーション研究拠点概要図>





## 2. 公募の実施概要・応募要件

### (1) 対象分野

全研究分野を対象とします。

### (2) 応募要件（研究代表者/受け入れ機関・実証フィールド活動/データ収集）

#### (2-1) 研究代表者・受け入れ機関について

研究代表者・受け入れ機関及び、研究協力者は、それぞれ以下の要件を満たすものとします。

- i. 研究代表者・受け入れ機関は、以下のいずれかに所属していること。
  - ・大学(大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう）、大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう）。（但し、研究拠点のプロジェクトに参加している教員・研究者は除く。）
  - ・任意組合、匿名組合、有限責任事業組合及び投資事業有限責任組合等の国内法令に基づく組合形式の団体。
  - ・一般社団・財団法人（公益認定を受けている公益社団・財団法人を含む。）。
  - ・NPO 法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう）。
  - ・高等専門学校（学校教育法（昭和 22 年法律第26号）第1条に規定する高等専門学校をいう）。
  - ・地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する普通地方公共団体をいう)。

- ・公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関であつて試験研究に関する業務を行う機関をいう）。
- ii. 委託研究費交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に該当していないなど、本研究を円滑に遂行するために必要な基盤を有していること。
- iii. 暴力団等の反社会的勢力の機関または者ではないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。

## （2-2）実証フィールド活動とデータ収集について

グラウンドチャレンジでは、実証フィールド活動とデータ収集、さらに研究拠点との関連性・データ利活用を重視します。

### ・実証フィールドには大阪大学の利用を推奨します。

（大阪大学の豊中グラウンド使用テーマは阪大の指導教員の参加が必要です）

- ・本委託研究で取得または収集した研究開発データの適切かつ効果的な利用のため、応募者は、データマネジメントプランを作成し、応募書類と共に提出することとします。（データマネジメントプランの記入要領は、「【〇〇大学（氏名）】データ用-DMP.xlsx」のシートにあります。）
- ・本委託研究で取得または収集した研究開発データは、研究拠点支援事業の「PLRプラットフォームで二次利用を行うデータ」の対象となり、原則としてライフデザイン・イノベーション研究拠点が管理するPLRの一部として利用するため、成果物として提出いただきます。「PLRプラットフォームで二次利用を行うデータ」については、（参考資料1）をご参照ください。

## （3）委託研究の内容

### ①委託研究の期間と委託研究費について

- ・令和4年採択時～令和5年 3月末日 まで。
- ・令和4年度委託事業費は下記の4種とします。
  - A: 3,000万円以下
  - B: 1,000万円以下
  - C: 300万円以下
  - D: 100万円以下

※ 本委託研究の再委託は不可です。

### ②実施対象とする活動

「ライフデザイン・イノベーション研究拠点構想」に資する、以下の活動を委託研究の対象とします。

- ・本体制の下、企業等からの本格的な投資の呼び水となることが見込まれる大学等

での実証試験等の実施や概念実証に必要な研究開発。

- ・ 研究拠点の構想達成への寄与が期待できる、先端的な情報科学技術の研究開発。例えば、本人同意の元での商業2次利用可能なパーソナルデータの収集と、これを高付加価値PLRデータベースとして活用することを前提とした研究。
- ・ 社会実装する上での、倫理的・法的・社会的な課題の解決や国際標準化に向けた取組を含む計画。
- ・ 支援期間中に構築した学内体制や実証システムが終了後も持続可能な形で発展していくための仕組み作りを含む計画。

### ③実施対象経費

- ・ 申請内容の実施に必要な経費の一部については、大阪大学との委託研究契約書に基づき代表機関に交付します。
- ・ 委託対象となる経費は上記②の取組に係るものとし、使用できる経費の区分（費目・種別）は、原則として、別表に示すものとします。なお、委託研究契約において、代表機関が取得した設備備品（資産）は、委託研究契約終了後毎年度、大阪大学に無償で譲渡していただきます。譲渡後の設備備品（資産）を引き続き使用される場合は、大阪大学から無償で貸付けするものとします。
- ・ 委託研究費は直接経費のみとなります。間接経費は含まれませんのでご注意ください。

### ④委託研究費に係る留意事項

委託研究費の財源は国の予算であるため「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）等に基づいた適切な経理を行うことのほか、補助金等の不正な使用等が認められた場合には、補助金等の全部又は一部の返還を求めることがあります。

## （4）委託研究期間

委託研究の研究期間は1年間とします。なお、初年度終了時までには、グランドチャレンジ推進委員会によるステージゲート評価を受け、承認を得ることで、研究期間を延長することができます。

## （5）申請方法

本事業への申請にあたっては、以下の方法で行ってください。

### ①申請の単位

代表者ごとで構いません。（同一機関での複数応募可）

一つの機関が複数の拠点の代表機関として重複した申請も可能です。

## ②申請機関及び申請者

本事業への申請は、研究代表者によって行ってください。

## ③申請書類

「[グランドチャレンジ応募様式（研究計画申請書）](#)」および「[データマネジメントプラン（様式1）](#)」

## ④申請期間

令和4年5月2日（月）～ 令和4年5月31日（火）（期限厳守）

## ⑤提出方法

電子メール応募とします。（メールサイズ30MB以上の場合はご相談下さい）

応募先：大阪大学グランドチャレンジ事務局

E-mail：gc-office@ids.osaka-u.ac.jp（担当：魚森）

※本応募では、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）は不要です。

## 3. 審査方法

### （1）審査の体制

研究拠点において、「グランドチャレンジ推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の各委員（以下「委員」という。）による書面審査により行います。

### （2）審査の手順

#### ①書面審査

書面審査は、委員が、提出された申請書類に基づき、後述の「（3）審査の観点」について、審査を行い採点し書面審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定します。

なお、データマネジメントプランに不備があると委員会が認めた場合は、データマネジメントプランの再提出と承認を条件とする、条件付き採択となることがあります。

#### ※研究計画の修正

採択決定後、委員との面談により、PLR活用ソリューション、PLRプラットフォーム、実証フィールド等との関連から研究計画の修正をお願いすることがあります。

### （3）審査の観点

#### ①実現の妥当性

- ・研究拠点の一助となる、革新的なビジョンが設定されているか。特に、商業二次利用できるパーソナルデータやアプリケーション・ソリューションを提供できるかどうか重要な採点ポイントとなります。

## ②目標（ターゲット）・アプローチの妥当性

- ・ターゲットの達成に向けた、具体的かつ戦略的な計画（実現可能性の高い課題と挑戦的課題のバランスに係るポートフォリオ等を含む。）となっているか。
- ・設定したビジョンに関連する研究開発の進捗に合わせて、社会実装する上での倫理的・法的・社会的課題等を解決できる取組となっているか。
- ・データマネジメントプランに沿って、実証フィールド整備活用や、データ収集とそれらのPLR基盤への提供が見込める活動となっているか。

## ③計画の妥当性

- ・主たる事業内容とマイルストーンの設定が適切か。
- ・事業の遂行上の課題が明確にされているか、また、クリティカルパスが把握されているか。

## （４）その他

- ・委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・審査の途中経過についての問合せには、応じられません。

## 4. 実施概要・要件

### （１）計画書等の提出

#### ① 提出書類

選定された代表機関は、研究拠点の指示の下、実施期間全体に係る研究計画書及び委託研究費を交付されている実施期間中、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、研究代表者によって大阪大学グランドチャレンジ事務局に提出してください。提出書類は、

1. 研究計画書（【〇〇大学（氏名）】研究計画書\_2022版様式.docx）
2. マイルストーン原本（【〇〇大学（氏名）】2022年度MSテンプレート（単年度）.pptx）
3. 予算計画書原本（【〇〇大学（氏名）】2022年度予算案.xlsx）
4. データマネジメントプラン  
（【〇〇大学（氏名）】データ用-DMP.xlsx、収集予定の実験データの一覧）

なお、これらの資料については、調整の結果、修正を求めることがあります。

同時に、研究拠点が定めた[データマネジメントに係る基本方針](#)一式に同意していただき、参加研究者に周知していただくとともに、採択時に研究拠点と合意したデータマネジメントプランに対応するセキュリティチェックリストを事務局に提出してください（これまでのグランドチャレンジの実施において既に

提出済みであり、内容に変更が無い場合は提出の必要はありません)。また、研究拠点が、進捗状況等に応じて研究の加速、方向転換等を求めることがあります。

## ② 提出方法

電子メール提出とします。(メールサイズ30MB以上の場合はご相談下さい)

提出先：大阪大学グランドチャレンジ事務局

E-mail：gc-office@ids.osaka-u.ac.jp (担当：魚森)

## (2) 委託研究契約の締結及び委託研究費の交付等

選定された代表機関は、本研究の実施にあたり研究拠点と秘密保持や知的財産等の研究開発成果の取扱い等を規定した委託研究契約を締結して頂きます。

委託研究費の交付等については、当該契約書に基づき行います。

## (3) 進捗状況の報告

本研究の進捗管理については、グランドチャレンジ推進委員会において行います。代表機関は、委託研究費を交付されている実施期間中、毎年度、取組の進捗状況、及び経費の使用実績に関する成果報告書を作成し、大阪大学グランドチャレンジ事務局に提出してください。選定された取組の代表機関に対しては、アンケート調査等を実施する場合がありますので、その際は、ご協力願います。また、社会情勢の変化等も踏まえた取組の実施について進捗状況を把握するために、委員が現地調査等を行う場合もあります。

さらに、研究最終年度以降も本研究に係る取組・成果等のデータを提出して頂く場合があります。本研究に関わった研究者、本研究から派生した企業等の組織等についても、研究最終年度以降も含め、報告を求める場合があります。

## (4) 成果等の管理

協力機関と共同で研究・実証を行うにあたり、代表機関は、本研究の実施により発生する知的財産の管理や本研究の実施に係る成果の品質管理・保証について委託研究(研究)契約や研究拠点が提示する種々のポリシー等(※)に則って責任ある対応を行う体制を構築してください。

本研究においては、産学双方による研究開発を効果的・効率的に推進するシステム・体制等の整備状況(知的財産の取扱いルールや人材育成システム等)を研究実施における重要な評価項目の一つにしています。このため、大学等及び民間企業の協議を踏まえ、民間企業が参画することへの価値を提供できる具体的な知的財産の取扱いルールを策定していただきます。

※[データマネジメントに係る基本方針](#)とその下に、セキュリティ編、倫理編、利活用編の3つの「データポリシー」を策定しています。

## (5) 成果等の発表

代表機関は、本研究の実施は国費による研究であることから成果に係る知的財産権の取得、技術保全に十分配慮しつつ国内外の学協会、マスコミ等に広く、例えば、本研究で開発された試作品、製品等について、説明・展示するスペースを設ける等積極

的な成果の情報発信に努めてください。又、研究終了後、必要に応じて得られた成果を公表して頂く場合があります。

一方、国民の安全安心の観点から技術情報を保全しなければならない場合もありますので、外部発表を行おうとする際は、事前にグランドチャレンジ事務局にご確認いただき、本研究による成果であることを必ず明記してください。

\* 関連学会参加の際や成果物（論文・学会講演概要）を書く際に必要な謝辞については[研究拠点ホームページの様式集](#)をご参照下さい。

## （6）成果等の取扱い

1）選定された代表機関は、本研究の成果に係る研究開発データの取扱いに関して、以下を主な内容とするデータマネジメントに係る基本方針等を遵守します。

（4. 取り組みの実施（1）（4）ご参考）

- ①研究開発データの取得・提供・廃棄にあたり、研究拠点データポリシー（倫理編）研究拠点データポリシー（セキュリティ編）及び研究拠点データポリシー（利活用編）の遵守
- ②指定された様式によるデータマネジメントプランの提出
- ③本研究終了時を含め、研究拠点の要請でPLRプラットフォームで二次利用を行うデータの提供もしくはPLR基盤への接続
- ④PLRプラットフォームで二次利用を行うデータの研究拠点への無償利用許諾
- ⑤PLRプラットフォームで二次利用を行うデータに付随する知財権の研究拠点に対する無償の独占的通常実施権の許諾
- ⑥PLRプラットフォームで二次利用を行うデータのPLR基盤運用者やコンソーシアム会員に対する二次利用の為再実施許諾権付非独占的利用許諾権の許諾及び付随する知財権の利用許諾
- ⑦研究開発データの善管注意義務での人的、物理的管理体制の構築と管理
- ⑧その他研究開発データ取扱いに際しての責務、禁止事項の遵守

2）代表機関は、例えば以下のような本研究の成果に係る知的財産権等の取扱いに関して、委託研究契約に則り対応することを遵守します。

（4. 取り組みの実施（2）ご参考）

- ①本研究に係る発明等を行った時の報告
- ②知的財産権の出願や登録等を受けた時の報告
- ③知的財産権の移転又は専用実施権の設定の事前承認
- ④知的財産権の第三者への実施許諾の際の事前承認又は報告
- ⑤知的財産権の放棄の際の報告

## （7）報告書について

研究機関及び研究者は、研究完了後、速やかに成果物報告書を提出して下さい。

- ① 令和4年度の会計実績報告書の提出期限を、令和5年3月31日とする。  
翌年度に関しては別途通知します。
- ② 令和4年度の研究成果報告書の提出期限を、令和5年3月10日とする。  
翌年度に関しては別途通知します。各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ機関内において必要な体制の整備に努めてください。

## 5. スケジュール(予定)

- ・ 申請締切 : 令和4年5月31日(火) (期限厳守)
- ・ 審査 : 令和4年6月1日～令和4年6月8日
- ・ 選定結果の通知・公表 : 令和4年6月9日(木) (予定)
- ・ 委託研究期間 : 令和4年 採択決定日～令和5年3月31日

※書類選考で条件付き採択になった場合、メール・電話・面談いずれかの方法により確認を行う場合があります。(6/1～6/9予定)を行います。

## 6. 問い合わせ先

本研究に関する問合せ先等は、以下のとおりです。

また、グランドチャレンジのホームページも参照してください。なお、公募開始後、公募要領や様式等に変更が生じる場合には、当該ホームページにて周知しますので、ご注意ください。

グランドチャレンジ HP

<http://www.ids.osaka-u.ac.jp/ildi/recruitment/index.html>

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘

ライフデザイン・イノベーション研究拠点 大阪大学グランドチャレンジ事務局  
(担当) 魚森

E-mail : [gc-office@ids.osaka-u.ac.jp](mailto:gc-office@ids.osaka-u.ac.jp)

## 7. 予算執行計画に関する注意事項

(別表)

注意事項			
種類	費目	種別	備考
設備備品費	設備備品費		設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続は機関の規定等によるものとします。 ※委託研究契約終了後毎年度、大阪大学に無償で譲渡していただきます。譲渡後の設備備品（資産）を引き続き使用される場合は、大阪大学から無償で貸付けするものとします。
	研究実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続は機関の規定等によるものとします。
人件費	人件費		雇用契約等を締結し研究に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算出に当たっては、機関の給与規定等によるものとします。
	研究実施費	諸謝金	外部協力者（実施機関に属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金。 ※謝金の算出に当たっては、機関の謝金支給規定等によるものとします。
旅費	研究実施費	国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。
		外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む。）に係る経費。 ※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。
		外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。
外注費	研究実施費	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発費等の役務の提供に係る経費。
その他	研究実施費	会議開催費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規定等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については委託研究費からは支給できません。

		通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
		印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
		借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
		保険料	本研究の実施に必要となる保険料。

※ 経費繰越について  
経費繰越は不可とします。

※ 費目間流用について  
費目間流用は自由とします。

※ 委託研究費は直接経費のみであり、間接経費は含まれません。

(参考資料 1)

## 「PLR プラットフォームで二次利用を行うデータ」について

2018年11月12日

ライフデザイン・イノベーション研究拠点

ライフデザイン・イノベーション研究拠点が実施する事業における、PLRプラットフォームで二次利用を行うデータとは、どのようなデータを対象とするのかを示したものです。本拠点が対象とするデータ体系の暫定的な指針を提示させていただきながら、知的財産や個人情報などの側面にできる限りの配慮と努力を重ねていきたいと考えております。

※本内容は研究事業を進める中で随時更新を図るものとします。

カテゴリ	作業定義と主たるファイル形式の事例など
1. 画像・映像データ系	<ul style="list-style-type: none"><li>● 主として画像解析目的として取得されるデータ類となります。</li><li>● 画像・映像データ系の例：raw画像データファイル、JPEG、JPEG2000、BMP、DIB、MNG、PNG、WMF、CIFF、アニメーションGIF、インターレースGIF、MOV、AVI、FLVWMVなどのファイル形式に基づくファイル</li><li>☆ このカテゴリに該当するデータにおいては、基本的に「rawデータ」を対象とします。アルゴリズムなどの知的財産権が付帯する可能性の高い二次加工物については、必ずしも対象としません。</li></ul>
2. 音声データ系	<ul style="list-style-type: none"><li>● 主として必要に応じて取得される音声や環境音データ類となります。</li><li>● 音声データ系の例：MP3、WAV、AU、WMA形式</li><li>☆ このカテゴリに該当するデータにおいては、基本的に「ノンリニアデータ」ないしは「最初に取得された機器による圧縮済みデータ」を対象として、アルゴリズムなどの知的財産権が付帯する可能性の高い二次加工物については、必ずしも対象としません。</li></ul>
3. その他のデータ系	<ul style="list-style-type: none"><li>● 上記の1. および2. とは異なったデータ類全般を示します。</li><li>● <u>日常生活で発生する個人データと生活環境データ、PHR (Personal Health Record) (医療機関で発生した個人の診療記録であるEHR (Electronic Health Record) )、個人の社会生活で発生する健康データ</u>などがこのカテゴリに該当します。</li><li>● 特にEHRに代表される医療系データについては、様々な制約事項を考慮した二次加工物の管理を想定します。</li><li>☆ このカテゴリに該当するデータにおいては、原則として「二次加工物データ」レベルのデータを対象とし、rawデータは必ずしも対象としません。</li></ul>
4. 関連データ系	<ul style="list-style-type: none"><li>● 上記の1. ~3. に関するデータ類に関連したデータ類全般を示します。</li></ul>

- 例えば、DWG形式などを代表とするCADデータなどもこのカテゴリの対象となります。

## (付記)

### (1) 記入内容

申請書の記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

### (2) 不正使用及び不正受給への対応

現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下のURL を御参照ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

### (3) 他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本研究への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度」について、令和1年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成30年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下のURLを御覧ください。

[http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin31\\_seido\\_ichiran.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin31_seido_ichiran.pdf)

### (4) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反した場合には、委託研究費の交付をしないことや委託研究費の交付を取り消すことがあります。

### (5) 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費（競争的資金又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるために、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています（別紙1）。また、これに加えて、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組みや多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の活動について、積極的に取り組むようお願いいたします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(参考)「第5期科学技術基本計画」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

(6) 研究設備・機器の共用促進について

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

(平成27年11月25日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afielldfile/2016/01/21/1366216\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afielldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf)

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」

(平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

- 競争的資金における使用ルール等の統一について

(平成29年4月20日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

[http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3\\_siyouuruu.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouuruu.pdf)

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

(7) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を御参照ください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

- ・経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

(8)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく

体制整備について

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを御参照ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

(9) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本研究の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。提出方法については採択後、通知します。

(10) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを御参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

(11) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本研究の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。提出方法については採択後、通知します。

(12) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

(13) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本研究に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、代表機関の長は、本研究に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認し、ライフデザイン・イノベーション研究拠点にその旨を報告するとともに、その証

跡を参画プロジェクト内にて管理していただく必要があります。

以下を参考にしてライフデザイン・イノベーション研究拠点に報告すること。

-----  
-----

令和〇年〇月〇日

ライフデザイン・イノベーション研究拠点長 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長  
(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

#### 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

#### 参考情報

以下に、研究倫理教育及びコンプライアンス教育教材の例を示します。既に研究者研修の一環として実施されている場合は、新たに受講いただく必要はありません。

般財団法人公正研究推進協会

「APRIN」

<https://www.aprin.or.jp/>

推薦コース名

「基本コース/IST Standard Course\_IST2019」

日本学術振興会

「研究倫理 e-ラーニングコース」

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

(別紙1)

## 「国民との科学・技術対話」の推進について ( 基本的取組方針 )

平成 22 年 6 月 19 日  
科学技術政策担当大臣  
総合科学技術会議有識者議員

### 1 趣 旨

科学・技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学・技術をより一層発展させるためには、科学・技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠である。また、例えば事業仕分けでの議論を踏まえれば、科学・技術関係施策の発展・充実を図るためには、その成果・普及について国民全体の理解を一層深める必要がある。

そのためには、研究者が社会と真摯に向き合い、次世代の人材を養成する活動はもちろん、倫理的・法的・社会的課題と向き合う双方向コミュニケーションの取り組みが重要である。英国では、研究者に自身の研究の目的や性質について、短く、簡明な要約の作成や、公衆参加に関わる活動計画の作成を義務付けている例もある。

国内においては、現在、一部の事業で研究内容等を報告・説明するための経費を措置している例もあるが、必ずしも十分とはいえない状況にある。先般の大阪で開催した「科学・技術ミーティング in 大阪」においても、参加者の間から研究内容やその成果の一般への周知の重要性が指摘され、研究者と国民との対話の場を設けるような取り組みを求める声が寄せられている。

このため、科学技術政策担当大臣及び有識者議員としては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動を「国民との科学・技術対話」と位置付けることとした。その上で、これを積極的に推進する必要があるとの認識から、まず最先端研究開発支援プログラムにおいて「国民との科学・技術対話」に取り組むこととする。

関係府省、配分機関、大学や研究機関においても、公的研究費を受けた研究者が行う「国民との科学・技術対話」について、以下に掲げるような組織的な取組を行うよう求めるものである。

### 2 関係府省・配分機関・大学・研究機関において今後取り組むべき事項

### (1) 関係府省・配分機関

- ①当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費(競争的資金またはプロジェクト研究資金)の配分を受ける研究者等に対して、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むよう公募要項等に記載する。
- ②配分する直接経費の一部を、「国民との科学・技術対話」に充当できる仕組みの導入を進める。
- ③「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とする。ただし、実施にあたっては、満足度、難易度についてアンケート調査を行うことを記載し、質の高い活動を行うことができたかについて確認する。また、3千万円以下の公的研究費の配分を受けた研究者等が「国民との科学・技術対話」を実施した場合は、プラスの評価とする。
- ④上記①～③の内容は、今年度対応可能な公的研究費があれば速やかに検討・対応し、平成23年度においては一層「国民との科学・技術対話」が推進される方向で制度・施策の充実を図ることとする。

### (2) 大学・研究機関

- ①大学・研究機関においては、研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう、支援体制の整備、地域を中心とした連携・協力体制を整備する。例えば、双方向コミュニケーションに関する専門的知識を持つ専任教員、専任研究員、科学コミュニケーターや事務職員を配置、あるいは部署を設置することで支援体制を整備する。また、地域を中心とした連携・協力体制を整備するほか、研究者に対しては必要に応じて、「国民との科学・技術対話」に参加するトレーニングを実施する。
- ②研究者等に対して、積極的に「国民との科学・技術対話」を行うよう促すとともに、個人の評価につながるよう配慮する。
- ③大学・研究機関が実施する一般公開の機会において、研究者に「国民との科学・技術対話」を行う場を提供する。
- ④上記①～③の内容は、大学・研究機関の社会または地域貢献の一つとして位置付け、当該研究費の間接経費を活用して適切かつ効果的に実施するものとする。なお、大学・研究機関のこれらの取組は、2(1)③の評価対象の一つとする。

### (3) 取組に際して留意すべき事項

- ①本方針の「国民との科学・技術対話」は、公的研究費を受けた研究者自らが研究目的、研究内容、研究成果を国民に対して分かりやすく説明する、いわゆる顔の見える活動が基本である。また、国民からの意見や感想、期待に対して真摯に向き合う姿勢も大切である。

- ② 研究活動の妨げにならないよう、研究者は大学・研究機関の支援を受けて計画的に「国民との科学・技術対話」を行うことが重要である。なお、「国民との科学・技術対話」は研究者及び研究チームを中心に、双方向コミュニケーションの専門知識を有する専任教員や実質的に活動できる科学コミュニケーターと協力体制で行うことが好ましい。「国民との科学・技術対話」によって直接の評価を受けない学生などに過度の負担がいかないように配慮する。
- ③ 研究内容によっては、研究の進め方や新しく生まれる技術に関する倫理的・法的・社会的課題についての検討や、国民の不安や懸念に対する対応などが必要となることが予想される。こうした研究内容に関し「国民との科学・技術対話」を実施する際には、これらの課題に対する国民の理解が深まるよう、創意工夫を凝らし分かりやすい説明を行うことが期待される。
- ④ 地域との連携については、大学・研究機関において、自治体、教育委員会との適切な協力体制を構築する。また、国や独立行政法人が実施している各種事業の活用を検討する。
- ⑤ 本指針の趣旨、すなわち研究者等が社会と真剣に向き合い交流する意味を十分理解し、国民に広く理解が得られるよう創意工夫を行うこと。  
受け手側の年齢や知識、興味、関心等を十分考慮・斟酌して創意工夫を凝らした分かりやすい説明を行うとともに、「国民との科学・技術対話」がより有益なものとなるよう、参加者へのアンケート調査により活動の質を確認することも重要である。

### 3 総合科学技術会議のフォローアップ

平成23年度のできるだけ早い時期に上記に掲げる関係府省・配分機関の取組状況を把握・検討し、不適切な場合は関係府省に改善を求めるとともに、必要に応じて本方針の見直しを行う。

### 4 想定する「国民との科学・技術対話」の例

以下に掲げる活動は例示であり、これ以外であっても顔の見える双方向コミュニケーション活動を推進する本方針の趣旨に合致する活動に積極的に取り組むこと。

#### ① 小・中・高等学校の理科授業での特別授業

児童生徒の発達段階を考慮し、児童生徒が広く研究に興味関心を持つように、研究目的、研究内容、実生活との関連を説明する。

#### ② 地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

博物館、科学館、市町村、非営利団体(NPO)が開催する地域の科学講座・市民講座で、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

③大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

大学や研究機関において実施する一般公開の機会に、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

④一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

各種団体や研究会が開催する一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場で、研究目的、研究内容、研究成果の講演・説明や研究の意義・課題についての対話を行う。

⑤インターネット上での研究成果の継続的な発信

掲示板、ブログ・ミニブログ、メールマガジンを用いた双方向性のあるインターネット上での情報発信により、研究目的、研究内容、研究成果の発信を行う。

なお、当面この活動は、研究活動の状況によりやむを得ず実施できない場合を想定している。